

入札説明書

【総合評価落札方式】

業務名称：2020年度 JICA 中部車両運行管理業務
(単価契約)

- 第1 入札手続
- 第2 業務仕様書
- 第3 技術提案書の作成要領
- 第4 経費に係る留意点
- 第5 契約書(案)
- 別添 様式集

2019年12月27日
独立行政法人国際協力機構
中部センター

第1 入札手続

本件に係る入札公告に基づく入札については、この入札説明書によるものとします。
(本方式の入札手続きのフローは、本章末尾の図「総合評価落札方式による入札の手続きフロー」を参照下さい。)

1. 公告

公告日 2019年12月27日

2. 契約担当役

独立行政法人国際協力機構 中部センター 所長 長 英一郎

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：2020年度 JICA 中部車両運行管理業務（一般競争入札（総合評価落札方式））
- (2) 業務仕様：「第2 業務仕様書」のとおり
- (3) 業務履行期限（予定）：2020年4月1日から2021年3月31日まで

4. 担当部署等

(1) 入札手続き窓口

郵便番号 453-0872 愛知県名古屋市中村区平池町4丁目60-7

独立行政法人 国際協力機構 中部センター 総務課

【電話】052-533-0220（代表） 【ファクシミリ】052-564-3751

(2) 書類授受・提出方法

- ・郵送等による場合：上記(1)あて

なお、簡易書留、レターパック等、配達業者発行の受付記録が残る方法に限ります。

- ・持参の場合：上記(1)フロント

※受付時間：、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時30分の間（但し午後0時30分から午後1時30分を除く）となります。

5. 競争参加資格

この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格を有することを証明するため、当機構の確認を受けなければなりません。

具体的には、競争参加の資格要件を以下のとおり設定します。

- (1) 公告日において平成 31・32・33 年度または令和元・2・3 年度全省庁統一資格の「役務の提供等」の「A」又は「B」又は「C」の等級に格付けされ、営業品目として「運送」を保持し、「東京・大阪・東海・北陸地域」の競争参加資格を有すること（以下「全省庁統一資格保有者」という。）であること。
ただし、上記における全省庁統一資格保有者でない者で本競争への参加を希望する者は、当機構から資格審査（以下「簡易審査」といいます。）を受けることができます。（下記 6. (1) を参照ください。）
- (2) 会社更正法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、競争に参加する資格がありません。
- (3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には、以下のとおり取り扱います。
ア. 競争参加資格確認申請書の提出期限までに上記規程に基づく資格停止期間（以下、「資格停止期間」という。）中の場合、本入札案件には参加できません。
イ. 資格停止期間前に本入札案件への競争参加資格確認審査に合格した場合でも、入札執行時点において資格停止期間となる場合は、本入札案件には参加できません。
ウ. 資格停止期間前に落札している場合は、当該落札者との契約手続きを進めます。
- (4) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
- (5) 競争から反社会的勢力を排除するため、競争に参加しようとする者（以下、「応札者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約して頂きます。具体的には、競争参加資格確認申請書の提出をもって、誓約したものとします。
なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格を無効とします。
ア. 応札者の役員等（応札者が個人である場合にはその者を、応札者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成 16 年 10 月 25 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。

- イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が応札者の経営に実質的に関与している。
- エ. 応札者又は応札者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 応札者又は応札者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 応札者又は応札者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 応札者又は応札者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、応札者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

6. 競争参加資格の確認

（1）本競争の参加希望者は、上記5.に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、当機構から競争参加資格の有無について確認を受けなければなりません。なお、期限までに必要な書類を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができません。

- ア. 提出期限：2020年1月22日（水）正午まで
- イ. 提出場所：上記4. 参照
- ウ. 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は上記ア. 提出期限までに到着するものに限る）
- エ. 提出書類：以下のカテゴリーのうち、各社の該当するカテゴリーにおいて求められる書類（以下、「資格確認書類」といいます。）を提出して下さい。

カテゴリーA： 当機構発行の整理番号を有している場合		
A-1	競争参加資格確認申請書	様式集参照 整理番号を記載してください。 有効期限が2019年3月31日の整理番号 (28から開始の7ケタの番号)
A-2	全カテゴリー共通で必要な書類	この表の下に記載の【全カテゴリー共通に必要な書類】一式
カテゴリーB： 当機構発行の整理番号を有しておらず全省庁統一資格は有している場合		

B-1	競争参加資格確認申請書	様式集参照
B-2	全省庁統一資格審査結果通知書（写）	
B-3	情報シート	様式集参照
B-4	全カテゴリー共通で必要な書類	この表の下に記載の【全カテゴリー共通で必要な書類】一式
カテゴリーC：当機構発行の整理番号も全省庁統一資格も有していない場合（上記5.（1）ただし書きに該当する者。）		
C-1	競争参加資格確認申請書	様式集参照
C-2	簡易審査申請書	・ 様式集参照
C-3	登記事項証明書（写）	・ 発行日から3ヶ月以内のもの ・ 法務局にて発行の「履歴事項全部証明書」
C-4	納税証明書（その3の3）（写）	・ 発行日から3ヶ月以内のもの ・ 税務署にて発行の法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書。納税義務が免除されている場合でも発行されます。但し書きがある場合は、事情を確認することがあります。その3の3以外の証明書（市区町村発行の「法人事業税」等の納税証明書、納税時の領収書等、納税証明書その1など）では受付できません。
C-5	財務諸表（写） ・ 設立して間もない法人で最初の決算を迎えていない場合は提出不要	・ 決算が確定した直近1ヶ年分 ・ 貸借対照表、損益計算書を含む。 ・ 法人名および決算期間の記載があるもの。
C-6	全カテゴリー共通で必要な書類	この表の下に記載の【全カテゴリー共通で必要な書類】一式

【全カテゴリー共通で必要な書類】

- ・ 返信用封筒（長3号又は同等の大きさ。82円分の切手貼付。）
- ・ 下見積書（下記7.参照）
- ・ 必要に応じ、日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であることを証明する書類を提出いただく場合があります。

（2）共同企業体、再委託について

- ア. 共同企業体の結成を認めません。
- イ. 再委託を認めません。

【定義】

〈共同企業体〉：複数の社が、それぞれの社の特徴を相互に補完し、構成員相互の信頼と協調を元に連帯責任をもって業務を実施する場合に構成する企業体。

〈再委託〉：受注者が委託を受けた業務の全部又は一部を自ら行わず、第三者に外注してその実施を委ねることをいいます。なお、受注者が委託を受けた業務の実施に必要な物品、役務、資機材等を買入れ又は借入れたうえで、受注者の管理下で業務を実施することは、再委託に該当しません。

(3) 競争参加資格の確認の結果は文書をもって通知します。2020年1月31日(金)までに結果が通知されない場合は、上記4.にお問い合わせください。

(4) その他

ア. 申請書の提出に係る費用は、申請者の負担とします。

イ. 84円分の切手を貼った長3号又は同等の大きさの返信用封筒に申請者の住所・氏名を記載してください。

ウ. 提出された申請書を、競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用することはありません。

エ. 一旦提出された申請書等は返却しません。また、差し替え、再提出は認めません。

オ. 申請書に関する問い合わせ先は、上記4.を参照ください。

(5) 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認められた者は、当機構に対して競争参加資格がないと認められた理由について、書面(様式は任意)により説明を求めることができます。

詳細は、18.(10)を参照下さい。

(6) 辞退理由書

競争参加資格有りの確認通知を受けた後に、技術提案書を提出されない場合には、辞退理由書の提出をお願いしております。詳細は、18.(11)を参照下さい。

7. 下見積書

本競争への参加希望者は、競争参加資格の有無について確認を受ける手続きと共に、以下の要領で、下見積書の提出をお願いします。

(1) 下見積書には、商号又は名称及び代表者氏名を明記し、押印してください

(2) 下見積表紙様式は任意ですが、単価表様式は様式集のとおりです。

(3) 消費税及び地方消費税の額(以下「消費税額等」)を含んでいるか、消費税額等を除いているかを明記してください。

(4) 下見積書提出後、その内容について当機構から説明を求める場合は、これに応じていただきます。

(5) 提出期限・提出方法：上記6.を参照ください。

8. 入札説明書に対する質問

(1) 業務仕様書の内容等、この入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い書面により提出してください。

ア. 提出期限：2020年1月15日（水）正午まで

イ. 提出先：上記4. 参照

ウ. 提出方法：電子メール

・メールタイトルは以下のとおりとしてください

【入札説明書への質問】：JICA 中部車両運行管理契約

・宛先電子メールアドレス：cbictad@jica.go.jp

・機構より電子メールを受信した旨の返信メールをお送りします。

エ. 質問様式：別添様式集参照

(2) 公正性・公平性等確保の観点から、電話等口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。ご了承下さい。

(3) (1) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

ア. 2020年1月17日（金）午後4時以降、以下のサイト上に掲示します。

国際協力機構ホームページ (<https://www.jica.go.jp/index.html>)

→「調達情報」

→「公告・公示情報」

→「各国内拠点（JICA 研究所を含む）における公告・公示情報－工事、物品購入、役務等－（2019 年度）」

<https://www.jica.go.jp/chotatsu/buppin/koji2019.html>

イ. 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

9. 技術提案書・入札書の提出

(1) 提出期限：2020年2月7日（金）正午まで

(2) 提出場所：上記4. 参照

(3) 提出書類：

ア. 技術提案書（提出部数：正1部、写3部）（別添様式集参照）

イ. 入札書（厳封）（提出部数：正1通）

・11.に記載する入札執行日に開札する入札書を、長3号封筒に厳封の上、技術提案書と同時に提出下さい。同入札書は、機構にて厳封のまま入札執行日まで保管させていただきます。

・本入札書については、原則代理人を立てず、入札者の名称又は商号並びに代

表者の氏名による入札書とし、社印又は代表者印を押印して下さい。

- ・日付は入札執行日としてください。
- ・入札書に記載する金額は、「第2 業務仕様書」に対する総価（円）（消費税等額を除いた金額）として下さい。
- ・封筒に入れ、表に件名／社名を記入し、厳封のうえ提出してください。

ウ. 技術審査結果通知書返信用封筒（長3号。84円分の切手貼付。）

（4）提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は上記（1）の提出期限までに到着するものに限ります。）

（5）技術提案書の記載事項

ア. 技術提案書の作成にあたっては、「第2 業務仕様書」、別紙「技術評価表」に記載した項目をすべて網羅してください。

イ. 詳細は、「第3 技術提案書の作成要領」を参照ください。

（6）その他

ア. 一旦提出された技術提案書及び初回の入札書は、差し替え、変更又は取り消しはできません。

イ. 開札日の前日までの間において、当機構から技術提案書に関し説明を求められた場合には、定められた期日までにそれに応じていただきます。

ウ. 技術提案書等の作成、提出に係る費用については報酬を支払いません。

（7）技術提案書の無効

次の各号のいずれかに該当する技術提案書は無効とします。

ア. 提出期限後に提出されたとき。

イ. 記名、押印がないとき。

ウ. 同一提案者から内容が異なる提案が2通以上提出されたとき。

エ. 虚偽の内容が記載されているとき（虚偽の記載をした技術提案書の提出者に対して契約競争参加資格停止等の措置を行うことがあります）。

オ. 前号に掲げるほか、本入札説明書に違反しているとき。

10. 技術提案書の審査結果の通知

（1）技術提案書は、当機構において審査し、技術提案書を提出した全者に対し、その結果を文書をもって通知します。2020年2月13日（木）までに結果が通知されない場合は、上記4.にお問い合わせください。

技術提案書の審査方法については、「14. 落札者の決定方法」を参照下さい。

（2）入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。

（3）技術提案書の審査の結果、不合格の通知を受けた者は、機構に対して不合格となった理由について、書面（様式は任意）により説明を求めることができます。

詳細は、18.（10）を参照下さい。

1 1. 入札執行（入札会）の日時及び場所等

入札執行（入札会）にて、技術提案書の審査に合格した者の提出した入札書を開札します。合格した者に対しては、代表者若しくは代理人（委任状を要す。）の入札執行（入札会）への参加を求めます。

（1）日時：2020年2月27日（木）午後3時から

（2）場所：独立行政法人国際協力機構 中部センター
愛知県名古屋市中村区平池町4丁目60-7

※入札執行開始時刻に間に合わなかった者は入札会（入札執行）に参加できません。

※ただし、既に上記9.の規定に基づき提出されている入札書は有効とします。

（3）必要書類等：入札会への参加に当たっては、以下の書類等をご準備ください。

ア. 委任状 1通（別添様式集参照。代表権を有する者が出席の場合は不要。）

イ. 入札書 2通（再入札用）

（最大再入札回数2回。別添様式集参照。なお、初回分の入札書は技術提案書と共に提出。）

ウ. 印鑑、身分証明書

・代理人が参加する場合、委任状に押印したものと同一印鑑が訂正印として必要になりますので、持参して下さい。

・代表権を有する者が出席の場合は、社印又は代表者印に代えて同人の個人印を訂正印として使用することを認めますが、本人であることの確認のため、身分証明書等の提示を求めることがあります。

（4）再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合は、その場で再入札を実施します。

再入札に参加する（再入札に係る入札書を提出する）者は、上記の委任状により再入札に参加する権限が委任されていることと押印された入札書が必要となりますので、ご留意ください。

（5）その他

入札会場で書類を修正する必要がある場合に、以下の手続きが必要となりますので、ご留意ください。

・代理人が参加する場合、委任状に押印したものと同一印鑑が訂正印として必要になりますので、持参して下さい。

・代表権を有する者が参加の場合は、修正箇所、社印又は代表者印に代えて同人の個人印を訂正印として使用することを認めますが、代表権者本人であることの確認のため、身分証明書の提示を求めることがあります。

12. 入札書

- (1) 初回の入札書を除き持参とし、郵送又は電送による入札は認めません。
 - (2) 第1回目の入札は、技術提案書と同時提出済みの入札書を開封します。
 - 1 1.に記載される「再入札」を行う場合、入札会当日持参した入札書をもって再入札いただくこととなります。
 - (3) 第1回目の入札は、入札件名、入札金額を記入して、原則代表者による入札書としますが、再入札では、必要に応じ代理人を定めて下さい。
 - (4) 再入札の入札書は、入札件名、入札金額を記入して、次のいずれかの方法により記名捺印し、封入の上、入札事務担当者の指示に従い入札箱に投入してください。
 - ア. 代表権を有する者自身による場合は、その氏名及び職印（個人印についても認めます）。
 - イ. 代理人を定める場合は、委任状を提出のうえ、法人の名称又は商号並びに代表者名及び受任者（代理人）名を記載し、代理人の印（委任状に押印したものと同一印鑑）を押印することで、有効な入札書とみなします。
 - ウ. 委任は、代表者（代表権を有する者）からの委任としてください。
- (5) 入札価格は、千円単位とします。千円未満の端数がある入札価格が提示された場合は、千円未満の端数を切り捨てた金額を入札価格とみなします。
- (6) 入札価格の評価は、「第2 業務仕様書」に対する総価（円）（消費税等額を除いた金額）をもって行います。
 - (7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法及び地方消費税法の規定により定められた税率により算定された額を加算した金額をもって落札金額とします。
 - (8) 入札者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。
 - (9) 入札者は、入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
 - (10) 入札保証金は免除します。

13. 入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- (3) 委任状を提出しない代理人による入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札で、その訂正について押印のない入札
- (6) 入札件名、入札金額の記載のない入札、誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一入札者による複数の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札
- (10) 条件が付されている入札

14. 落札者の決定方法

総合評価落札方式（加算方式）により落札者を決定します。

(1) 評価項目

評価対象とする項目は、「第3 技術提案書の作成要領」の別紙評価表の評価項目及び入札価格です。

(2) 評価配点

評価は300点満点とし、

技術評価と価格評価に区分し、配点をそれぞれ技術点200点、価格点100点とします。

(3) 評価方法

ア. 技術評価

「第3 技術提案書の作成要領」の別紙評価表の項目ごとに、各項目に記載された配点を上限として、以下の基準により評価（小数点以下第一位まで採点）し、合計点を技術評価点とします。

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるレベルにある。	50%未満

なお、技術評価点が200満点中100点（「基準点」という。）を下回る場合を不合格とします。評価の結果不合格となった場合は、「10. 技術提案書の評価結果の通知」に記載の手続きに基づき、不合格であることが通知され、入札会には参加できません。

イ. 価格評価

価格評価点については以下の評価方式により算出します。算出に当たっては、小数点以下第二位を四捨五入します。

$$\text{価格評価点} = (\text{予定価格} - \text{入札価格}) / \text{予定価格} \times (100 \text{ 点})$$

ただし、入札価格が予定価格の6割を下回っている場合は、予定価格の6割を「入札価格」に置き換えて価格点を算出するものとし、価格評価点を一律40点とします。

ウ. 総合評価

技術評価点と価格評価点を合計した値を総合評価点とします。

(4) 落札者の決定

機構が設定した予定価格を超えない入札価格を応札した者のうち、総合評価点が最も高い者を落札者とします。なお、落札者となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。

※なお、本来予定価格は消費税等を含みますが、本書に記載の「予定価格」は、本来の予定価格から消費税等額分を除いた金額＝「本体価格」を示しています。

15. 入札執行（入札会）手順等

(1) 入札会の手順

ア. 入札会参加者の確認

機構の入札事務担当者が入札会出席者名簿を回付し、各出席者へ署名を求め、入札会出席者の確認をします。入札に参加できる者は原則として各社1名とし、これ以外の者は入札場所に立ち入ることはできません。

イ. 入札会参加資格の確認

各出席者から委任状（代表権を有する者が参加の場合は不要）を受理し、入札事務担当者が参加者の入札会参加資格を確認します。

ウ. 技術評価点の発表

入札事務担当者が、入札会に出席している社の技術評価点を発表します。

エ. 開札及び入札書の内容確認

入札事務担当者が既に提出されている入札書の封を確認し、併せて、各出席者にも確認を求めた上で入札書を開封し、入札書の記載内容を確認します。

オ. 入札金額の発表

入札事務担当者が各応札者の入札金額を読み上げます。

カ. 予定価格の開封及び入札書との照合

入札執行者が、あらかじめ開札場所に置いておいた予定価格を開封し、入札金額と照合します。

キ. 落札者の発表等

入札執行者が予定価格を超えない全入札者を対象に、14. 落札者の決定方法に記載する方法で総合評価点を算出し、読み上げます。結果、総合評価点が一番高い者を「落札者」として宣言します。

価格点、総合評価点を算出しなくとも落札者が決定できる場合または予定価格の制限に達した価格の入札がない場合（不調）は、入札執行者が「落札」また

は「不調」を公表します。

ク. 再度入札（再入札）

「不調」の場合には再入札を行います。再入札を2回（つまり合計3回）まで行っても落札者がいないときは、入札を打ち切ります。再入札を行う際は、入札会出席者の希望に基づき、休憩を挟む場合があります。

（2）再入札の辞退

「不調」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、次のように入札書金額欄に「入札金額」の代わりに「辞退」と記載し、入札箱に投函してください。

金			辞				退			円
---	--	--	---	--	--	--	---	--	--	---

（3）入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

（4）不落随意契約

3回の入札でも落札者が決まらない場合、契約金額が予定価格（税込）を超えない範囲内で契約交渉が成立した場合、契約を締結することとします。

16. 入札金額内訳書の提出、契約書作成及び締結

（1）落札者からは、入札金額の内訳書（社印不要）の提出を頂きます。

（2）「第5 契約書（案）」に基づき、速やかに契約書を作成し、締結するものとします。契約保証金は免除します。

（3）契約条件、条文については、契約書案を参照してください。なお、契約書付属書Ⅱ「契約金額内訳書」については、入札金額の内訳書等の文書に基づき、両者協議・確認して設定します。

17. 情報の公開について

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、行政改革推進本部事務局から、独立行政法人が密接な関係にあると考えられる法人と契約する際には、当該法人への再就職の状況や取引高などの情報を公表することが求められています。

つきましては、当機構においてもこれに基づき関連情報を当機構のホームページで公表することとしますので、必要な情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

（1）公表の対象となる契約

当機構との間に締結する契約のうち、次に掲げるものを除きます。

ア. 当機構の行為を秘密にする必要があるとき

イ. 予定価格が次の基準額を超えない契約

- ① 工事又は製造の請負の場合、250 万円
- ② 財産の買入れの場合、160 万円
- ③ 物件の借入れの場合、80 万円
- ④ 上記以外の場合、100 万円

ウ. 光熱水料、燃料費及び通信費の支出に係る契約

(2) 公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等（※）として再就職していること
※役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること（総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績によることとします）

(3) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ア. 当機構の役員経験者又は当該契約相手方の役員等として再就職している当機構課長相当職以上経験者の氏名、契約相手方での現在の職名及び当機構における最終職名
- イ. 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 - ・ 3分の1以上2分の1未満
 - ・ 2分の1以上3分の2未満
 - ・ 3分の2以上
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(4) 公表の時期

契約締結日以降、所定の日数以内（72日以内。ただし、4月締結の契約については93日以内）に掲載することが義務付けられています。

(5) 情報提供の方法

契約締結時に所定の様式を提出していただきますので、ご協力をお願いします。

17-2. 独立行政法人会計基準に基づく情報提供依頼の可能性について

当機構を含む全ての独立行政法人は、公的な資金の流れを対外的に説明する観点から、独立行政法人会計基準に基づき、適切に情報開示を行うことが求められています。その一環として、年間の総収入に占める当機構との年間の取引高の割合が3分の1を超える公益法人等（公益法人等には、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人のほか、社会福祉法人、特定非営利活動法人、技術研究組合等の法人も含む。）については、一定の場合を除き、「関連公益法人等」として分類し、当機構との取引等の関係を財務諸表の附属明細書に掲載することと定められています。

この要請に適切に応えるため、取引高等の情報提供依頼を行う可能性がありますので、ご協力をお願いします。

なお、「関連公益法人等」として当機構の財務諸表に掲載されることは、当該法人の当機構との取引の割合や当該法人の役員に占める当機構役職員出身者の割合が一定以上に高いことを示すものであり、当該法人と当機構との間に資本を通じた関係があることを意味しているものではありません。また、当該法人の財務諸表作成において特別な処理が必要となるものではありません。

18. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 本入札説明書は、日本国の法律に準拠し、解釈されるものとします。
- (3) 入札結果については、入札参加社名、入札金額等を当機構ウェブサイト上で公表します。
- (4) 国際協力機構契約事務取扱細則は、以下のサイトにて公開中です。
国際協力機構ホームページ（ <https://www.jica.go.jp/index.html> ）
→ 「調達情報」
→ 「調達ガイドライン・様式」
→ 「規程」
→ 「契約事務取扱細則」
(<http://association.joureikun.jp/jica/act/frame/frame110000077.htm>)
- (5) 機構が配布・貸与した資料・提供した情報（口頭によるものを含む）は、本件業務の技術提案書及び入札書を作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。
- (6) 技術提案書等は、本件業務の落札者を決定する目的以外に使用しません。

- (7) 落札者の技術提案書等については返却いたしません。また、落札者以外の技術提案書については、提出者の要望があれば、「(正)」のみ返却しますので、入札会の日から2週間以内に上記4. 窓口までご連絡願います。要望がない場合には、2週間経過後に機構が適切な方法で処分(シュレッダー処理等)いたします。
なお、機構は、落札者以外の技術提案書等にて提案された計画、手法について、同提案書作成者に無断で使用いたしません。
- (8) 技術審査で不合格となり入札会へ進めなかった者の事前提出済み入札書は、入札会後2週間以内を目処に、未開封の状態のまま郵送にて返却いたします。
- (9) 技術提案書等に含まれる個人情報等については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)」に従い、適切に管理し取り扱います。
- (10) 競争参加資格がないと認められた者、技術提案書の審査の結果不合格の通知を受けた者、または入札会まで進み応札したものの落札に至らなかった者については、その理由について、以下のとおり書面により説明を求めることができます。
また、希望者については、理由を説明する機会(面談形式)を設けさせていただきます。
- ア. 提出期限：入札執行日から2週間以内まで
イ. 提出場所：上記4. 参照
ウ. 提出方法：提出場所へ郵送、電子メール送付、ファクシミリ又は持参。
エ. 回答方法：書面により回答します。

(11) 辞退理由書

当機構では、競争参加資格有の確認通知を受けた後に技術提案書を提出されなかった社に対し、辞退理由書の提出をお願いしております。

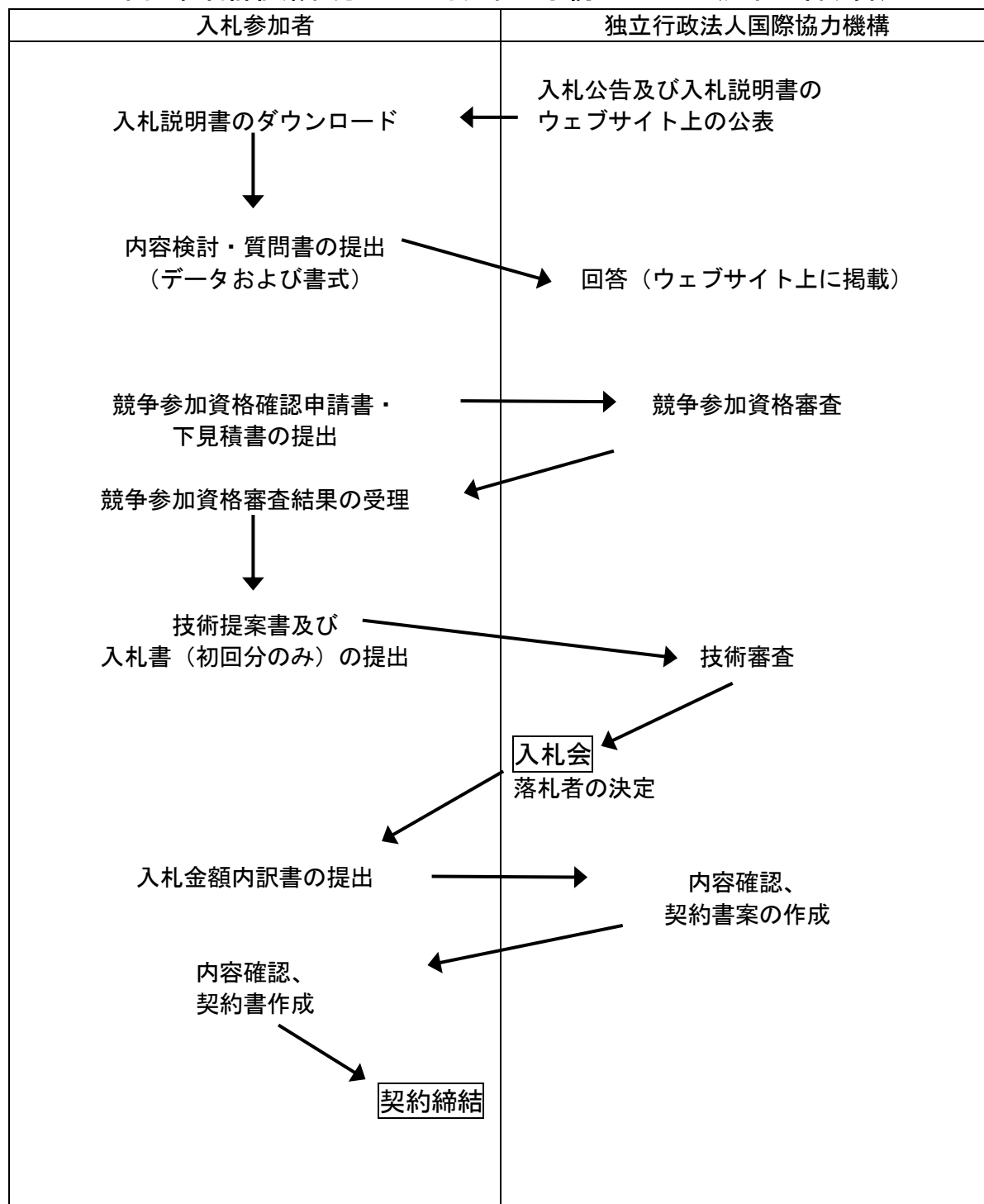
辞退理由書は、当機構が公的機関として競争性の向上や業務の質の改善につなげていくために、内部資料として活用させていただくものです。つきましては、ご多忙とは存じますが、ご協力の程お願い申し上げます。

なお、内容につきまして、個別に照会させて戴くこともありますので、予めご了承ください。また、本辞退理由書にお答えいただくことによる不利益等は一切ございません。本辞退理由書は今後の契約の改善に役立てることを目的としているもので、その目的以外には使用いたしませんので、忌憚のないご意見をお聞かせいただければ幸いです。

辞退理由書の様式は、様式集のとおりです。

以上

図 総合評価落札方式による入札の手続きフロー（入札公告以降）



第2 業務仕様書

この業務仕様書は、独立行政法人国際協力機構中部センター（以下、“JICA 中部”）が実施する「2020 年度 JICA 中部車両運行管理業務」に関する業務の内容を示すものです。本件受注者は、この業務仕様書に基づき本件業務を実施します。

1. 業務の背景

JICA 中部は、政府開発援助（ODA）の実施機関である独立行政法人国際協力機構（以下、“JICA”）の中部地方の拠点として、海外からの技術研修員の受入、海外派遣ボランティアの募集、国際協力の市民参加推進等を目的として設立されました。センターには宿泊室 80 室があり、アジア、アフリカ、欧州、中近東、中南米等から年間 500～700 名ほどの研修員を受入れています。

研修員は、開発途上国政府に勤務する公務員が主であり、さまざまな技術を学ぶために日本国政府の国費により来日します。各研修コースの参加人数はコースにより異なりますが 10 人前後のものが多く、年間 60 程度の研修コースがあります。研修員は JICA 中部内のセミナールームで学ぶほか、外部の公的機関、大学、研究所、民間企業を訪問することもあります。研修期間は、研修コースによって異なりますが、1 ヶ月から 7 ヶ月程度であり、1 年を通じて来日、帰国があります。

JICA 中部が所有する車両（2 台；マイクロバス、乗用車）のうち、マイクロバスは、通常、JICA 中部に宿泊する開発途上国からの研修員が技術研修のため、日本国内の公的機関、大学、研究所、民間企業などを訪問する際に使用します。また乗用車は主として業務上必要な職員の移動や出張に使用します。

JICA ならびに JICA 中部の業務概要につきましては、次の URL をご覧ください。

<http://www.jica.go.jp/>

<http://www.jica.go.jp/chubu/index.html>

2. 業務の目的

本業務は、JICA 中部が所有する車両（2 台；マイクロバス、乗用車）の運転業務、管理・保管業務及び整備業務を委託するものです。

マイクロバスは通常、JICA 中部に宿泊する開発途上国からの研修員が技術研修のため、日本国内の公的機関、大学、研究所、民間企業などを訪問する際に使用します。研修員は基本的には日本語を解しませんが、通訳と引率をする者が同乗します。行き先は、愛知県内のほか、近隣県への訪問もあり、また関東地方、関西地方等日本各地

への数日程度の旅行も想定されます。乗用車は主として業務上必要な職員の移動や出張に使用します。

なお、研修員の移動手段としては、本契約により運行する JICA 中部所有のマイクロバス及び乗用車を使うほか、借上バス、鉄道、タクシー、その他公共の交通機関等の選択肢がありますが、JICA の経費削減の観点からも、JICA 中部所有の車両の利用を優先しますので、車両運行管理計画の策定にあたっては、関係者との緊密な連絡調整が必要となります（詳細は本紙 22 頁「(1) 管理車両の運行計画の策定」参照）。

研修員は、開発途上国の国づくりに重要な役割を期待されており、中には帰国後に閣僚にまでなる人もいます。研修員の多くは単に技術を学ぶだけでなく、日本の社会、文化、言語等にも数多く触れる機会を通じ、日本の理解促進や日本人との友好関係が一層増進されることも期待されています。研修員の対日印象は、滞在中に日々接触する日本人から得られるものが大きく、本業務の車両運行管理者もその一翼を担うとの自覚が求められます。

また、JICA 中部のバスには研修の実施機関担当者や見学先担当者も同乗することがあります。車両運行管理者も「JICA の一員」と捉えられますので、誰に対しても公平かつさわやかなマナーで対応をすることが求められます。

3. 業務の概要

JICA 中部が保有する公用車両 2 台（マイクロバス、乗用車）に対して、車両運行管理責任者及び車両運行管理者を配置し、以下の業務を行う。

なお車両運行管理責任者は、車両運行管理者を監督し、以下の業務全体を総括する。また、車両運行管理者は、車両運行管理責任者を補佐し、以下の業務を遂行する。

- (1) 管理車両の車両運行管理計画書策定
- (2) 管理車両の運転業務
- (3) 管理車両の日常点検整備（タイヤ交換、定期点検整備や修理の依頼）
- (4) 燃料等の購入及び給油
- (5) 備品及び消耗品の購入並びに管理
- (6) 事故の際の処理及び補償に関する事項
- (7) 自動車保険（任意保険）に関すること
- (8) 役所申請に関すること
- (9) その他上記に付帯する事項

4. 人員配置

- (1) 車両運行管理責任者及び車両運行管理者の配置

本業務は、1 名の車両運行管理責任者が、車両の運行管理に責任を負い、1 名の車両運行管理者（専従）が車両運行管理責任者を補佐し、JICA 中部内に提供された執

務室において、車両の運行管理を行うほか、2 台の管理車両の運転業務を実施することを基本とする。なお、同時に 2 台を運行する必要があるときは、車両運行管理者の追加配置がある。また、車両運行管理責任者は、車両運行管理者（専従）を兼ねることができる。

（2）車両運行管理責任者の業務

車両運行管理責任者は、上記 3. の業務にかかる発注者及び受注者責任者との連絡・調整、及び車両運行管理者に対する日常業務の指示、指揮監督を行う。

（3）その他要員の配置

業務の都合により、車両運行管理者を追加配置して管理自動車を運行する必要がある場合においては、受注者に対し、自動車管理者の増員配置を養成することができるものとする。追加配置する要員については、補強（自社要員以外の要員）を認める。

5. 業務時間

○車両運行管理責任者：

- （1）業務時間は、管理車両の予約状況を踏まえ、運行前点検から運行後点検・清掃終了時までとする。
- （2）上記以外の基本勤務時間にかかるシフト時間等は受注者の裁量で決定してよいが、毎日 1 名は、平日のセンター勤務時間中（9 時 00 分から 18 時 00 分まで）は、原則として勤務することとする。
- （3）勤務日は、土日、祝祭日及び年末年始休暇（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く毎日とする。年次有給休暇等は受注者の裁量によるが、その場合には代替要員を配置するものとする。
- （4）1 日あたり 8 時間を越えた業務については、時間外業務として位置付けるが、入札額には想定される一定の時間外業務に係る経費が含まれる。
- （5）休日は、発注者の業務日に合わせ、土日、祝日、年末年始休暇（12 月 29 日～1 月 3 日）は、基本的に業務を行わないこととする。但し、業務を実施する場合は、休日管理請負料金として別途料金を定める。
- （6）やむを得ず、勤務日以外に業務を行う場合には、双方協議の上、勤務日内の 1 日を勤務日外業務に振り替えることが出来るものとする。

○車両運行管理者：

- （1）業務時間は、管理車両の予約状況を踏まえ、運行前点検から運行後点検・清掃終了時までとする。

- (2) 上記以外の基本勤務時間にかかるシフト時間等は受注者の裁量で決定してよいが、勤務時間は （8時30分から17時30分まで） とする。
- (3) 勤務日は、発注者が指定する日とする。
- (4) 1日あたり8時間を越えた業務については、時間外業務として位置付けるが、原則、発注者は1日当たり合計13時間以上の拘束時間は発注しない。また、4週間の平均で1週間当たり65時間を超える拘束時間が発生するような発注は行わない。

6. 車両運行管理責任者の運転時以外の主たる業務場所

- (1) 車庫（センター内敷地）
- (2) センター内分室（JICA 中部指定）

7. 管理車両

JICA中部の所有する次の2台とする。なお、記載の車両に関しては、契約期間中に車両交換（リース車両含む）もしくは廃車（台数削減）が行われる可能性もある。

(1) マイクロバス

日野メルファ（2001年3月購入）、乗車定員 27人

走行距離：386,872キロ（2019年12月24日現在）

※車内にマイクロバス専用のETC車載機と携帯電話備え付けあり。車体側面には JICA事業である海外協力隊に関するラッピングあり。車両内は禁煙、軽飲食可能。

(2) 乗用車

トヨタクラウン（2003年3月購入）、黒、乗車定員 5人

走行距離：98,104キロ（2019年12月24日現在）

※車内に乗用車専用のETC車載機と携帯電話備え付けあり。車両内は禁煙、軽飲食可能。

8. 車両運行管理責任者に求める要件

(1) 本業務に関連した業務経験

本業務と類似の運転業務および管理業務が3年以上あること。

(2) その他

パソコン操作が可能であること。

9. 車両運行管理者に求められる要件

- (1) 本業務と類似の運転業務歴が1年以上あること。

- (2) 中部地域（愛知、三重、岐阜、静岡）の道路事情に精通しており、本業務と類似の運転業務歴が2年以上あること。
- (3) 心身共に健康であり、本業務を安全に遂行することに問題がないこと。
- (4) 安全運転、マナー、個人情報保護、守秘義務等についての研修を定期的に受講していること（年度毎に受講証明の提示を行う事）。

10. 業務の内容

車両運行管理責任者は、車両運行管理者を監督し、以下の業務全体を総括する。また、車両運行管理者は、車両運行管理責任者を補佐し、以下の業務を遂行する。

(1) 管理車両の運行計画の策定

- ・ 中部センターの職員等から、車両運行管理責任者に対し予約の依頼がある。予約方法は、原則、発注者・受注者が共通に閲覧（中部センター内のネットワーク上の指定共有フォルダ）できる車両運行計画書（マイクロバス及び乗用車分、様式は受注者が作成し、発注者の承認を得る）で伝えるが、事前に口頭による打診・相談もある。
- ・ 車両運行計画書は発注者が入力（利用日、出発地、目的地・到着時間等）し、車両利用を決定する。同一日に複数の利用希望がある場合は当該職員間で事前調整後、車両運行計画書に入力する。
- ・ 車両運行管理責任者は、目的地の確認、駐車場の確認及び確保（事前予約）、予想される複数のルートから最適ルートを選定、道路の混雑状況等を予測した上で車両運行計画（詳細版）を策定し、出発時刻、帰着時刻等を車両運行計画書に入力する。
尚、特にマイクロバスはその車両寸法により、通行が困難な目的地が選定された場合と道路の計画的集中工事についてはその旨を中部センターの職員に伝え、マイクロバスの利用を変更依頼できる。
- ・ 車両運行管理責任者は、車両運行計画の策定にあたっては、本契約による以外に発生しうる支出（追加車両の配置、タクシー使用等）も含めた発注者の総支出の節約も念頭に置き、発注者と緊密かつ柔軟な連絡・相談・提案・助言をする。
- ・ 車両運行管理責任者は、車両運行計画書にある車両利用日に配慮した車両の保守点検等の計画を立てる。
- ・ 研修員の宿泊を伴う旅行の場合、車両運行管理者の宿舎の手配は、複数の選択肢の中から安全に駐車できるよう、駐車場を確保しつつ、車両運行管理者みずから行う。乗車する研修員と異なる宿舎の手配可能。
- ・ 宿泊日当及び宿泊料（素泊り実費/領収書精算：上限は発注者が利用する宿泊

施設の宿泊料と同程度)は、当月分を翌月請求とする。

- ・過去の支払実績(日当については支払対象日数)は「第6 資料2 2018年10月～2019年9月車両運行管理契約発注・支出実績」を参照。

(2) 管理車両の運転業務

- ・車両運行管理者は、乗車する者に対し、事前の予約再確認をする。
- ・車両運行管理者は、交通法規・法令を遵守し、安全運転に努める。特にバスについては、ラッピングでJICAロゴを表示していることからJICA中部の車両は市民から見られていることを意識する。
- ・車両運行管理者は、運行の途中において管理車両が故障し、修理に長時間を要する場合又は救援を必要とする場合には、速やかにその旨を発注者及び車両運行管理責任者に連絡し、その指示を受けなければならない。
- ・車両運行管理者は、管理車両を格納したときは直ちにエンジンスイッチから鍵を抜き取り、すべての扉を閉鎖施錠して盗難及び損傷の防止のための措置を講じ、エンジンスイッチ及び扉の鍵を発注者の指定する者に引き継がなければならない。
- ・車両運行管理者は、運行中一時停止するときは、管理車両から離れないことを原則とするが、気象状況等、車両運行管理者の健康に影響がある場合はしかるべき対応が可能。管理車両から離れる場合には、管理車両の格納時に準じて盗難及び損傷の防止のための措置を講じなければならない。
- ・管理車両は、運行終了後直ちに指定の車庫に格納しなければならない。
- ・有料道路、有料駐車料、フェリーボート等の費用は、受注者の立替払い請求に基づき発注者が負担する。支払方法は領収書精算により、当月分を翌月請求とする。なお、管理車両2台はそれぞれにETC車載機を搭載しているが、ETC車載機の使用を受注者が希望する場合、挿入するETCカードは受注者が受注者の負担により用意するものとする(ETCカードの所有権は受注者)。
- ・過去の支払実績は「第6 資料2 2018年10月～2019年9月車両運行管理契約発注・支出実績」を参照。

(3) 管理車両の日常点検整備(車検、タイヤ交換、定期点検整備を含む)及び修理

- ・車両の保管場所は、中部センター内の車庫とする。
- ・車両を委託業務以外に使用してはならない。
- ・車両運行管理者は、管理車両の保管について、善良なる管理者の注意をもって行う。
- ・管理車両の管理は、運行前点検から運行後点検・清掃までとし、車両運行管理者は、常に管理車両の清潔を保ち、点検・整備に努めなければならない。
- ・車両運行管理者は、車両の状態には常に気を配り、日常的な点検・整備は自ら行

うほか、外部で行うべき点検・整備・修理・タイヤ交換等の必要があれば車両運行管理責任者を通じて、発注者に積極的に提案・助言する。

- ・点検・整備・修理並びに消耗品の費用は、上記助言を受け、必要と判断した場合は発注者が負担する。なお、受注者は複数の業者に照会するなど、経費節減に協力する。
- ・車内清掃は毎日行う。洗車は原則基本管理時間内に行うこととし、週1回以上行う。ただし基本管理時間内に洗車時間が確保できない場合、または発注者の指示ある場合はこの限りでない。

(4) 燃料等の購入及び給油

- ・燃料等は、受注者の立替払い請求に基づき発注者が負担する。支払方法は領収書精算により、当月分を翌月請求とする。なお、注者は複数の業者に照会するなど、経費節減に協力する。
- ・過去の支払実績は「**第6 資料2 2018年10月～2019年9月車両運行管理契約発注・支出実績**」を参照。

(5) 備品及び消耗品の購入並びに管理

- ・車両管理に係る備品並びに消耗品の費用は、車両運行管理責任者からの相談・提案・助言を受け、必要と判断した場合は発注者が負担する。支払いは、原則、受注者による立替とし、支払方法は領収書精算により、当月分を翌月請求とする。なお、発注者が直接支払いを行うこともあり得ることから、支払者をいずれにするかは、適宜相談・決定する。なお、受注者は複数の業者に照会するなど、経費節減に協力する。

(6) 事故の際の処理及び補償に関する事項

- ・車両運行管理者は、事故が発生した場合には、人命を最優先に臨機の措置をとり、直ちに最寄りの警察署に届出る。また速やかにその旨を発注者の指定する者及び車両運行管理責任者（車両運行管理責任者が車両運行管理者を兼ねる場合は、受注者に直接）に連絡し、指示を受けなければならない。
- ・受注者は、人身、対物及び車両などの事故については、その損害に対する賠償責任を負い、かつ、これに伴う一切の費用を負担するものとする。
- ・交通違反があった場合、速やかに発注者に報告する。反則金は受注者負担とする。

(7) 自動車保険（任意保険）に関すること

- ・受注者は、管理車両及び同乗者に対し、契約書別表に定める自動車保険契約を付保する。費用は受注者負担とし、月額基本管理料に含まれる。

(8) 役所申請に関すること

- ・受注者は以下の役所申請に関し、発注者に助言し、申請や支払等の手続きが円滑に行われるよう補佐する。費用は発注者が直接支払う。
- ・法定点検（車検：受注者は複数の業者に照会するなど、経費節減に協力する）
- ・走行先の自治体が定める条例等による規制への対応（適合証入手など）
- ・その他車両運行にかかる役所申請事項。

(9) その他上記に付帯する事項

- ・車両運行管理者は、本来業務に支障のない範囲で、研修員の誘導案内の補助、荷物の積み下ろしの手伝い等、車両利用者に協力する。
- ・車両運行管理責任者の勤務場所は発注者指定の場所とし、車両運行管理責任者との連絡は電話、FAX 等によることとし、発注者の提供するパソコンは使用しない。
- ・「7. 管理車両」に記載の通り、契約期間中に車両交換（リース車両含む）もしくは廃車（台数削減）が行われる可能性があります。その際は契約書第6条（業務内容の変更）に則り、双方（発注者及び受注者）で協議を行う事とする。

第3 技術提案書の作成要領

技術提案書の作成にあたっては、「第2 業務仕様書」に明記されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、内容をよくご確認ください。

1. 技術提案書の構成と様式

技術提案書の構成は以下のとおりです。

技術提案書に係る様式のうち、参考様式については機構ウェブサイトからダウンロードできます。ただし、あくまで参考様式としますので、応札者独自の様式を用いて頂いても結構です

(https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html)

(1) 応札者の経験・能力等

ア. 類似業務の経験

- ① 類似業務の経験（一覧リスト）・・・・・・・・・・（参考：様式1（その1））
- ② 類似業務の経験（個別）・・・・・・・・・・（参考：様式1（その2））
- イ. 社内研修制度・・・・・・・・・・（任意様式）
- ウ. 事故発生率・・・・・・・・・・（任意様式）
- エ. 資格・認証等・・・・・・・・・・（任意様式）

(2) 業務の実施方針等・・・・・・・・・・（任意様式）

ア. 業務実施の基本方針（留意点）・方法

- ① 車両運行管理を行うに当たっての基本方針
- ② 車両の安全管理対策に対する姿勢
- ③ 車両の日常点検、整備方針について
- イ. 業務実施体制（要員計画・バックアップ体制）
- ウ. 緊急時の対応

(3) 業務従事者の経験・能力等

- ア. 業務従事者の推薦理由・・・・・・・・・・（任意様式）
- イ. 業務従事者の経験・能力等・・・・・・・・・・（参考：様式2（その1、2））
- ウ. 特記すべき類似業務の経験・・・・・・・・・・（参考：様式2（その3））
- エ. 運転記録証明書（写）・・・・・・・・・・（任意様式）

2. 技術提案書作成に係る要件・留意事項

本業務に係る技術提案書作成に際して留意頂くべき要件・事項について、以下のとおり整理します。

(1) 応札者の経験・能力等

自社が業務を受注した際に適切かつ円滑な業務が実施できることを証明するために参考となる、応札者の類似業務の経験、所有している資格等について、記載願います。

ア. 類似業務の経験

類似業務とは、業務の分野、サービスの種類、業務規模などにおいて、蓄積された経験等が当該業務の実施に際して活用できる業務を指します。類似業務の実績を「様式1(その1)」に記載ください。原則として、過去10年程度の実績を対象とし、最大でも20件以内としてください。

また、業務実績の中から、当該業務に最も類似すると思われる実績(5件以内)を選び、その業務内容(事業内容、サービスの種類、業務規模等)や類似点を「様式1(その2)」に記載ください。特に、何が当該業務の実施に有用なのかが分かるように簡潔に記述して下さい。

イ. 社内研修制度

安全運転推進のための社内の取り組み策、社内教育制度、健康診断制度、有給休暇取得状況等働き方改革関連法案遵守状況について記載してください。

ウ. 事故発生率

過去3年間(2016年度~2018年度)における事故発生率を、下記の算式により算出し、事故の傾向及びそれに対する社としての対策を記載してください。

$$*事故発生率 = 事故件数 / 車両登録台数 \times 100$$

エ. 資格・認証等

本案件に関すると思われる資格・認証を有している場合は、その証明書の写しを提出願います。

- 個人情報保護に関する資格(プライバシーマーク等)
- 情報セキュリティに関する資格・認証(ISO27001/ISMS等)
- その他、本業務に関すると思われる資格・認証

(2) 業務の実施方針等

業務仕様書に対する、応札者が提案する業務の基本方針、業務を実施するために用いようとしている方法や手法などについて記述して下さい。記述は、A4・5ページ以内を目途として下さい。

ア. 業務実施の基本方針(留意点)・方法

業務仕様書について内容を理解のうえ、本業務実施における基本方針及び業務実施方法につき提案願います。

特に、当センターの業務を理解した上で、交通安全関連法令を遵守し、的確で信頼性の高く、また、乗客の満足度の高い車両運行サービスを実現するための技術やノウハウについて、以下の点に沿って提案してください。

- ① 車両運行管理を行うに当たっての基本方針
- ② 車両の安全管理対策に対する姿勢
- ③ 車両の日常点検、整備方針について

イ. 業務実施体制（要員計画・バックアップ体制）

業務仕様書に記載の業務全体を、どのような実施（管理）体制（直接業務に携わる業務従事者のみならず、組織として若しくは組織の外部のバックアップ体制を含む）、要員計画（業務に必要な業務従事者数、その構成、資格要件等）等で実施するのか、提案願います。

ウ. 緊急時の対応

万一、交通事故等に巻き込まれてしまった場合の対応策について、記載してください。

（3）業務従事者の経験・能力等

業務を総括する方（車両運行管理責任者）及び主な業務従事者の方（車両運行管理者）の経験・能力等（類似業務の経験、実務経験及び学位、資格等）について記述願います。

ア. 業務総括者（車両運行管理責任者）の経験・能力等

①業務総括者の推薦理由

応募者が、業務総括者を推薦する理由を、400字以内で記載ください。

②業務総括者の経験・能力等

- 1) 運転免許証（写）
- 2) 氏名、年齢、雇用形態、最終学歴、実務経験年数
- 3) 保有する資格
- 4) 職歴（入社前・入社後別に、本業務と類似業務における経験、中部圏内での職歴があれば特記してください。）
- 5) 健康状態
- 6) 語学に関する保有資格あるいは外国人を顧客とする業務の従事歴
- 7) これまでに受講した研修の概要
- 8) 資格等（保有する免許、資格の取得年月、概要を記載）
- 9) 賞罰等

イ. 業務従事者（車両運行管理者）の経験・能力等

- 1) 運転免許証（写）
- 2) 氏名、年齢、雇用形態、最終学歴、実務経験年数
- 3) 保有する資格

- 4) 職歴（入社前・入社後別に、本業務と類似業務における経験、中部圏内での職歴があれば特記してください。）
- 5) 健康状態
- 6) 語学に関する保有資格あるいは外国人を顧客とする業務の従事歴
- 7) これまでに受講した研修の概要
- 8) 資格等（保有する免許、資格の取得年月、概要を記載）
- 9) 賞罰等

ウ. 特記すべき類似業務の経験

記載にあたっては、当該業務に類似すると考えられる業務経験の中から、業務総括者の業務内容として最も適切と考えられるものを5件まで選択し、類似する内容が具体的に分かるように、「様式2（その3）」に業務の背景と全体業務概要、担当事項及び当該業務との関連性について記載ください。

3. その他

技術提案書の体裁は、原則、正を紙製フラットファイル綴じ、写をひも綴じとします。

ただし、分量（ページ数）が多い場合は、これによらず、バインダー等を使用してください。

別紙：評価表（評価項目一覧表）

評価表（評価項目一覧表）

評価項目	評価基準（視点）	配点
1. 応札者の経験・能力等		90
(1) 類似業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 類似業務については実施件数のみならず、業務の分野（内容）と形態、発注業務との関連性に鑑み総合的に評価する。特に評価する類似案件としては、車両運行管理に関する各種支援業務とする。 ● 概ね過去10年までの類似案件を対象とし、より最近のものに対し高い評価を与える。 	50
(2) 社内研修制度	<ul style="list-style-type: none"> ● 社内研修制度は充実しているか 	10
(3) 事故発生率	<ul style="list-style-type: none"> ● 事故発生率が低いほど加点する。 	10
(2) 資格・認証等	<ul style="list-style-type: none"> ● 以下の資格・認証を有している場合に加点する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ マネジメントに関する資格（ISO9001等） ・ 情報セキュリティに関する資格・認証（ISO27001/ISMS、プライバシーマーク等） ・ 女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」を受けている場合は評価する。 ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定・プラチナくるみん認定」を受けている場合は評価する。 ・ 若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定」を受けている場合は評価する。 ・ その他、本業務に関すると思われる資格・認証 	20
2. 業務の実施方針等		70
(1) 車両運行管理を行うにあたっての基本方針（留意点）・方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 提案されている業務の方法については、具体的かつ現実的なものか。 ● 車両運行管理計画の策定にあたっての関係者との調整の流れをどのように想定しているか。 ● 車両の乗客の利用満足度を高めるためにどのような工夫を考えているか。 ● その他本業務の実施に関連して評価すべき提案事項があるか。 	30
(2) 車両の安全管理対策に対する姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ● 安全管理対策に係る姿勢は適切か。 	10
(3) 車両の日常点検、整備方針について	<ul style="list-style-type: none"> ● 車両の日常点検、整備に対する方法は適切か。 	10
(4) 業務実施体制、要員計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 提示された業務の基本方針及び方法に見合った実施（管理）体制や要員計画が具体的かつ現実的に提案されているか、業務実施上重要な専門性が確保されているか。具体性のないあいまいな提案については、評価を低くする。 ● 要員計画について、外部の人材に過度に依存している場合、主要な業務について外注が想定されている場合には、評価を低くする。 	10

(5) 緊急時の対応	● 具体的かつ現実的な対応案が提示されているか。	10
3. 業務従事者の経験・能力		40
(1) 車両運行管理責任者	● 車両運行管理責任者として3年以上の適切な経験、能力を有しているか。	25
(2) 車両運行管理者	● 車両運行管理者として1年以上の適切な経験、能力を有しているか。	15

第4 経費に係る留意点

1. 経費の積算に係る留意点

経費の積算に当たっては、業務仕様書に規定されている業務の内容を十分理解したうえで、必要な経費を積算してください。積算を行う上での留意点は以下のとおりです。

なお、落札者には「第1 入札手続き」の16.のとおり入札金額内訳書の提出を求めますので、業務内容を踏まえた費用内訳と適切な単価等の設定をお願いいたします。

2. 入札書記載金額

入札書に記載する金額は、次の(1)の合計金額とし(2)の金額は含みません。入札書に記載する金額は、価格競争のための目安業務量(2018年10月～2019年9月実績準拠)であり、基本管理料を除き、当該契約において当該業務量ならびに支払額を保証するものではありません。

(1) 入札書に含まれる金額

以下の1年分の経費を積算した金額

<1年分>

- ア. 年間の基本管理料12か月分
- イ. 一般時間外管理料として、年間260時間分
- ウ. 平日の車両運行管理者追加配置を年間20日分
- エ. 管理日外管理料として、年間20日分
- オ. 宿泊日当として、年間80日分

(2) 入札書に含めない金額

- ア. 宿泊料
- イ. 通行料、駐車場代、フェリー代等
- ウ. 燃料代
- エ. 自動車税
- オ. 車検費用
- カ. その他発注者負担と規定される諸経費

(注) 上記(2)ア・イ・ウは受注者が立替払いし、毎月の請求額に含まれます。(2)

エ・オ・カは発注者が直接支払います。

(3) 消費税課税

「第1 入札手続き」の12.のとおり、課税事業者、免税事業者を問わず、入札書には消費税等を除いた金額を記載願います。価格の競争は、この消費税を除いた金額で行います。なお、課税事業者については、入札金額の全体に消費税等を加算した額が最終的な契約金額となります。

3. 請求金額の確定の方法

経費の確定及び支払いについては、以下を想定しています。

- (1) 委託料等の請求は1か月毎とし、受注者は当該期間経過後速やかに関係書類を添付し、基本管理料、時間外管理及び臨時管理料、管理日外管理料、宿泊・日当（発生した場合）、有料道路等の費用、燃料費用を請求するものとする。
- (2) 月額基本管理料の計算をする場合、管理期間に1か月未満の端数が生じたときは、当該期間の管理料は月額基本管理料の20分の1に相当する額を1日分として日数計算により算出した額とする。
- (3) 受注者の責に期すべき事由により受注者が委託業務を遂行できない場合には、受託者は月額基本管理料の20分の1に相当する額にその日数を乗じた額を月額基本管理料から控除するものとする。
- (4) 発注者は、受注者から適正な請求書を受領したときは、その受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。

4. その他留意事項

(1) 精算手続きに必要な「証拠書類」とは、「その取引の正当性を立証するに足りる書類」を示し、領収書又はそれに代わるものです。証拠書類には、①日付、②宛名（支払者）、③領収書発行者（支払先）、④受領印又は受領者サイン、⑤支出内容が明記されていなければなりません。

(2) 受注者の責によらない止むを得ない理由で、業務量を増加する場合には、機構と協議の上、両者が妥当と判断する場合に、契約変更を行うことができます。受注者は、このような事態が起きた時点で速やかに担当事業部署と相談して下さい。

以上

単価表

基本管理料	月額 〇〇〇〇円(消費税抜き)
一般時間外管理料	1時間あたり 〇〇〇〇円(消費税抜き)
深夜時間管理料	1時間あたり 〇〇〇〇円(消費税抜き)
臨時管理料 (専従の車両運行管理者に1名に加え、 更に運転者を配置した場合)	追加配置運転者1名につき1日あたり 〇〇〇〇円(消費税抜き) (臨時管理料の最小単位は4時間で0.5日とし、 料金は〇〇〇〇円とする)
管理日外管理料	
管理日外4時間以内	1日あたり 〇〇〇〇円(消費税抜き)
管理日外4時間を超え8時間以内	1日あたり 〇〇〇〇円(消費税抜き)
管理日外8時間を超える場合	1時間あたり 〇〇〇〇円(消費税抜き)
管理日外深夜管理料	1時間あたり 〇〇〇〇円(消費税抜き)
宿泊管理料及び日当	<p>宿泊料: 宿泊を伴う料金実費</p> <p>* 上限は発注者が利用する宿泊施設の宿泊料と同程度</p> <p>日当: 宿泊を伴う旅行1日につき 〇〇〇〇円(消費税抜き) (例:2泊3日の場合3日分請求)</p>

第5 契約書（案）

車両運行管理業務契約書（案）

1. 業務名称 2020年度 中部センター車両運行管理業務（単価契約）
2. 契約金額 付属書Ⅱ「契約単価表」のとおり
3. 履行期間 2020年4月1日から
2021年3月31日まで

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構 中部センター 契約担当役 所長 長 英一郎（以下「発注者」という。）と●●●● ●●●●● ●●●●（以下「受注者」という。）とはおのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（総 則）

- 第1条 受注者は、本契約に定めるところに従い、付属書Ⅰ「業務仕様書」に定義する業務の完成を約し、発注者は受注者に対しその対価を支払うものとする。
- 2 受注者は、本契約書及び業務仕様書に特別の定めがある場合を除き、業務を完成するために必要な方法、手段、手順については、受注者の責任において定めるものとする。
 - 3 付属書Ⅱ「契約単価表」の「消費税及び地方消費税」（以下「消費税等」という。）とは、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づくものとする。
 - 4 法令の改正により消費税等の税率が変更された場合、変更後の税率の適用日以降における消費税等の額は変更後の税率により計算された額とする。ただし、法令に定める経過措置に該当する場合又は消費税率変更以前に課税資産の譲渡等が行われる場合は、消費税等の額は変更前の税率により計算された額とする。
 - 5 本契約の履行及び業務の実施（安全対策を含む。）に関し、受注者から発注者に提出する書類は、発注者の指定するものを除き、第5条に定義する監督職員を経由して提出するものとする。
 - 6 前項の書類は、第5条に規定する監督職員に提出された日に発注者に提出されたものとみなす。
 - 7 発注者は、本業務の委託に関し、受注者から契約保証金を徴求しない。

（権利義務の譲渡等）

- 第2条 受注者は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承さ

せてはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託又は下請負の禁止)

第3条 受注者は、業務の実施を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。

(監督職員)

第4条 発注者は、本契約の適正な履行を確保するため、独立行政法人国際協力機構中部センター総務課長の職にある者を監督職員と定める。

2 監督職員は、本契約の履行及び業務の実施に関して、次に掲げる業務を行う権限を有する。

(1) 第1条第5項に定める書類の受理

(2) 本契約に基づく、受注者又は次条に定める受注者の業務責任者に対する指示、承諾及び協議

(3) 本契約に基づく、業務工程の監理及び立会

3 発注者は、監督職員に対し本契約に基づく発注者の権限の一部であって、前項で定める権限以外のものを委任したときは、当該委任した権限の内容を書面により受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示、承諾及び協議は、原則としてこれを書面に記録することとする。

5 前四項における、指示、承諾、協議及び立会とは、次の定義による。

(1) 指示 監督職員が受注者又は受注者の業務責任者に対し、監督職員の所掌権限に係る方針、基準、計画などを示し、実施させることをいう。

(2) 承諾 受注者又は受注者の業務責任者が監督職員に報告し、監督職員が所掌権限に基づき了解することをいう。

(3) 協議 監督職員と受注者又は受注者の業務責任者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

(4) 立会 監督職員又はその委任を受けたものが作業現場に出向き、業務仕様書に基づき業務が行われているかを確認することをいう。

(業務責任者)

第5条 受注者は、本契約の履行に先立ち、業務責任者を定め、発注者に届出をしなければならない。また、業務責任者を変更するときも同様とする。

2 受注者は、前項の規定により定めた業務責任者に、業務の実施についての総括管理を行わせるとともに、発注者との連絡に当たらせなければならない。

3 業務責任者は、本契約に基づく受注者の行為に関し、受注者を代表する権限(ただし、契約金額の変更、作業項目の追加等業務内容の重大な変更、履行期間の変更、損害額の決定、本契約に係る支払請求及び金銭授受の権限並びに本契約の解除に係るものを除く。)を有するものとする。

(業務内容の変更)

第6条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知によ

り業務内容の変更を求めることができる。

- 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 第1項により業務内容を変更する場合において、履行期間若しくは契約金額を変更する必要があると認められるとき、又は受注者が損害を受けたときは、発注者、受注者は変更後の履行期間及び契約金額並びに賠償額について協議し、当該協議の結果を書面により定める。
- 4 第2項の場合において、受注者に増加費用が生じたとき、又は受注者が損害を受けたときは、発注者はその費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合において、発注者及び受注者は、負担額及び賠償額を協議し、当該協議の結果を書面により定める。

(一般的損害)

第7条 業務の実施において生じた損害(本契約で別に定める場合を除く。)については、受注者が負担する。ただし、発注者の責に帰すべき理由により生じた損害については、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第8条 業務の実施に関し、第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償が発注者の責に帰すべき事由による場合においては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。
 - 3 前二項の場合その他業務の実施に関し、第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者、受注者協力してその処理解決に当たるものとする。

(検査)

- 第9条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく、発注者に対して業務完了届を提出しなければならない。
- 2 業務の完了前に、業務仕様書において可分な業務として規定される一部業務が完了した場合は、受注者は、当該部分業務に係る業務完了届を提出することができる。
 - 3 発注者は、前二項の業務完了届を受理したときは、その翌日から起算して10営業日(営業日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日を除く、月曜日から金曜日までの日をいう。)以内に当該業務について確認検査を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。

(債務不履行)

第10条 受注者の責に帰すべき理由により、受注者による本契約の履行が本契約の本旨に従った履行と認められない場合、又は、履行が不能になった場合は、発注者は受注者に対して、完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害

の賠償を請求することができる。この場合において、本契約の目的が達せられない場合は、発注者は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(成果物及び業務提出物の取扱い)

- 第 11 条 受注者は、業務仕様書に成果物（以下「成果物」という。）が規定されている場合は、成果物を第 9 条第 1 項及び第 2 項に規定する業務完了届に添付して提出することとし、第 9 条第 3 項に規定する検査を受けるものとする。
- 2 前項の場合において、第 9 条第 3 項に定める検査の結果、成果物について補正を命ぜられたときは、受注者は遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については、第 9 条第 3 項の規定を準用する。
 - 3 受注者は、業務提出物を業務仕様書の規定（内容、形態、部数、期限等）に基づき提出し、監督職員の確認を得なければならない。
 - 4 受注者が提出した成果物及び業務提出物の所有権は、第 9 条第 3 項に定める検査合格又は前項に定める監督職員の確認をもって、受注者から発注者に移転する。
 - 5 受注者が提出した成果物及び業務提出物の著作権（著作権法第 27 条、第 28 条所定の権利を含む。）は、業務仕様書にて別途定めるもの及び受注者又は第三者が従来から著作権を有する著作物を除き、第 9 条第 3 項に定める検査合格又は前項に定める監督職員の確認と同時に受注者から発注者に譲渡されたものとし、著作権が受注者から発注者に譲渡された部分については、受注者は発注者に対して著作人格権を行使しないものとする。また、成果物及び業務提出物のうち、受注者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、これら著作物を発注者が利用するために必要な許諾を発注者に与えるものとし、第三者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、責任をもって第三者から発注者への利用許諾を得るものとする。
 - 6 前二項の規定は、第 17 条第 1 項の規定により本契約を解除した場合についても、引き続き効力を有するものとする。

(成果物の瑕疵担保)

- 第 12 条 発注者は、前条第 4 項による所有権の移転後において、当該成果物に瑕疵が発見された場合は、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。
- 2 前項において受注者が負うべき責任は、前条第 1 項及び 2 項の検査の合格をもって免れるものではない。
 - 3 第 1 項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、前条第 4 項の所有権の移転後、1 年以内に行わなければならない。

(経費の確定)

- 第 13 条 受注者は、毎月 10 日までに発注者に対し、経費確定（精算）報告書（以下「経費報告書」という。）を提出しなければならない。ただし、発注者の事業年度末においては、発注者が別途受注者に通知する日時までに提出するものとする。
- 2 第 9 条第 2 項に定める可分な業務にかかる業務完了届を提出する場合は、当該

業務完了届の提出日と同時に、当該業務に係る経費報告書を提出しなければならない。ただし、発注者の事業年度末においては、発注者が別途受注者に通知する日時までに提出するものとする。

- 3 受注者は、附属書Ⅱ「契約単価表」の他精算を必要とする費目についての精算を行うに当たっては、経費報告書の提出と同時に必要な証拠書類一式を発注者に提出しなければならない。
- 4 発注者は、第1項及び第2項の経費報告書及び前項の必要な証拠書類一式を検査のうえ、附属書Ⅱに定められた契約単価により発注者が支払うべき額（以下「確定金額」という。）として確定し、経費報告書を受理した日の翌日から起算して30日以内に、これを受注者に通知しなければならない。
- 5 前項の金額の確定は、次の各号の定めるところにより行うものとする。
 - (1) 業務の対価（報酬）
契約書の附属書Ⅱに、定められた単価及び実績による。
 - (2) 直接経費
領収書等の証拠書類に基づく実費精算による。ただし、日当・宿泊料、超過走行に係る経費については、契約金額内訳書に定められた単価及び実績による。
- 6 受注者は、前項の直接経費に係る証拠書類の提出を免除された場合、これらを整備し、履行期間の満了した事業年度の翌年度の4月1日から起算して10年の間、自らこれを保管し、発注者からの要求があったときは、遅滞なく原本を提示しなければならない。

（支払）

- 第14条 受注者は、第9条第3項による検査に合格し、前条第4項の規定による確定金額の決定通知を受けたときは、発注者に確定金額の支払を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、請求を受けた日の翌日から起算して30日以内に支払を行わなければならない。
 - 3 前項の規定にかかわらず、発注者は、受注者の支払請求を受理した後、その内容の全部又は一部に誤りがあると認めるときは、その理由を明示して当該請求書を受注者に返付することができる。この場合において、当該請求書を返付した日から是正された支払請求を発注者が受理した日までの期間の日数は、前項に定める期間の日数に算入しないものとする。

（天災その他の不可抗力の扱い）

- 第15条 自然災害又は暴動、ストライキ等の人為的な事象であって、発注者、受注者双方の責に帰すべからざるもの（以下「不可抗力」という。）により、発注者、受注者いずれかに生じた履行の遅延または不履行は、本契約上の義務の不履行又は契約違反とはみなさない。
- 2 不可抗力が発生した場合は、発注者及び受注者は、その後の必要な措置について協議し、定める。

(発注者の解除権)

第 16 条 発注者は、本契約において別に定めるほか、受注者が次に掲げる各号の一に該当するときは、催告を要せずして、本契約を解除することができる。

- (1) 受注者の責に帰すべき事由により本契約の目的を達成する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 受注者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (3) 受注者が次条第 1 項に規定する事由によらないで本契約の解除を申し出、本契約の履行を果たさないとき。
- (4) 受注者が本契約の履行中に、発注者から競争参加資格停止等の措置を受けたとき。
- (5) 受注者に不正な行為があったとき。
- (6) 受注者に仮差押又は仮処分、差押、競売、破産、民事再生、会社更生又は特別清算等の手続開始の申立て、支払停止、取引停止又は租税滞納処分等の事実があったとき。
- (7) 受注者が「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に違反したとき。
- (8) 受注者が、次に掲げる各号の一に該当するとき、又は次に掲げる各号の一に該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道（ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について一定の社会的評価が認められている報道に限る。）があったとき。
 - イ 役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（これらに準ずる者又はその構成員を含む。平成 16 年 10 月 25 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要項」に準じる。以下「反社会勢力」という。）であると認められるとき。
 - ロ 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者であると認められるとき。
 - ハ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ニ 法人である受注者又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。
 - ホ 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - ヘ 法人である受注者又はその役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - ト 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - チ 受注者が、再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約に当たり、その相手方がイからトまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - リ 受注者が、イからトまでのいずれかに該当する者を再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
 - ヌ その他受注者が、東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれ

に相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行ったとき。

- 2 前項の規定により本契約が解除された場合においては、受注者は発注者に対し契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする。）の10分の1に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期間内に発注者に納付しなければならない。この場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超える場合には、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。

（発注者のその他の解除権）

- 第17条 発注者は、前条第1項に規定する場合のほか、その理由を問わず、少なくとも30日前に書面により受注者に予告通知のうえ、本契約を解除することができる。
- 2 第1項の規定により本契約を解除した場合において、受注者が受注者の責に帰することができない理由により損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとする。賠償額は、受注者が既に支出し、他に転用できない費用と、契約業務を完成したとすれば取得しえたであろう利益とする。

（受注者の解除権）

- 第18条 受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。
- 2 前項の規定により本契約を解除した場合においては、受注者が受注者の責に帰することができない理由により損害を受けた時は、発注者はその被害を賠償するものとする。賠償額は、受注者がすでに支出し、他に転用できない費用と、契約業務を完成したとすれば取得しえたであろう利益とする。

（不正行為等に対する措置）

- 第19条 受注者が、第16条第1項第5号に該当すると疑われる場合は、発注者は、受注者に対して内部調査を指示し、その結果を文書で発注者に報告させることができるものとする。
- 2 発注者は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に確認し、不正等の行為の有無を判断するものとする。この場合において、発注者が審査のために必要であると認めるときは、受注者からの説明を求め、必要に応じ受注者の事業所に赴き検査を行うことができるものとする。
- 3 発注者は、不正等の事実を確認した場合は、必要な措置を講じ、併せて受注者名及び不正の内容等を公表することができるものとする。

（談合等不正行為に対する措置）

- 第20条 受注者が、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は発注者の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする）の100分の10に相当する額を談合等不正行為に係る違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超える場合には、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。
- （1）本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭

和 22 年法律第 54 号) 第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

- (2) 本契約に関し、受注者（法人にあたっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の違約金を発注者に支払わなければならない。
- 3 受注者が第 1 項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年（365 日とする。）2.8 パーセントの割合を乗じて計算した遅延損害金を受注者より徴収することができる。
- 4 前三項の規定は、本契約の業務が完了した後も引き続き効力を有するものとする。
- 5 第 1 項の各号のいずれかに該当したときは、発注者は、催告を要せずして、本契約を解除することができる。
- 6 本条の各規定は、競争に付して受注者を決定した場合にのみ適用する。

（秘密の保持）

第 21 条 受注者（第 4 条に基づき受注者が選任する再委託先又は下請負人を含む。本条において以下同じ。）は、業務の実施上知り得た情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、これを第三者に開示してはならない。ただし、次の各号に定める情報については、この限りではない。

- (1) 開示を受けたときに既に公知であったもの。
- (2) 開示を受けたときに既に受注者が所有していたもの。
- (3) 開示を受けた後に受注者の責に帰さない事由により公知となったもの。
- (4) 開示を受けた後に第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したものの。
- (5) 開示の前後を問わず受注者が独自に開発したことを証明しうるもの。
- (6) 法令並びに政府機関及び裁判所等の公の機関の命令により開示が義務付けられたもの。
- (7) 第三者への開示につき、発注者又は秘密情報の権限ある保持者から開示について事前の承認があったもの
- 2 受注者は、秘密情報について、業務の履行に必要な範囲を超えて使用、提供又は複製してはならない。また、いかなる場合も改ざんしてはならない。
- 3 受注者は、本契約の業務に従事する者（下請負人がある場合には下請負人を含む。以下「業務従事者等」という。）が、その在職中、退職後を問わず、秘密情報

を保持することを確保するため、秘密取扱規定の作成、秘密保持誓約書の徴収その他必要な措置を講じなければならない。

- 4 受注者は、秘密情報の漏えい、滅失又はき損その他の秘密情報の管理に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。
- 5 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の同意を得た上で、受注者の事務所等において秘密情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。
- 6 受注者は、本契約業務の完了後、速やかに秘密情報の使用を中止し、秘密情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体（受注者が作成した複製物を含む。）を発注者に返却し、又は、当該媒体に含まれる秘密情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で、破棄し、その旨を発注者に通知しなければならない。ただし、発注者から指示があるときはそれに従うものとする。
- 7 前各項の規定は、本契約の業務が完了した後も引き続き効力を有するものとする。

（個人情報保護）

第 22 条 受注者は、本契約において、発注者の保有個人情報（「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 59 号。以下「独立行政法人個人情報保護法」という。）第 2 条第 3 項で定義される保有個人情報を指し、以下「保有個人情報」という。）を取扱う場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。

（1）業務従事者等に次の各号に掲げる行為を遵守させること。ただし、予め発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

イ 保有個人情報について、改ざん又は業務の履行に必要な範囲を超えて利用、提供、複製してはならない。

ロ 保有個人情報を第三者へ提供し、その内容を知らせてはならない。

（2）業務従事者等が前号に違反したときは、受注者に適用のある独立行政法人個人情報保護法が定める罰則が適用され得ることを、業務従事者等に周知すること。

（3）保有個人情報の管理責任者を定めること。

（4）保有個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。特に個人情報を扱う端末の外部への持ち出しは、発注者が認めるときを除き、これを行ってはならない。

（5）発注者の求めがあった場合は、保有個人情報の管理状況を書面にて報告すること。

2 前項の規定は、本契約の業務が完了した後も引き続き効力を有するものとする。

（特定個人情報保護）

第 22 条の 2 第 21 条及び前条の規定にかかわらず、受注者は、本契約において、特定個人情報等（「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 2 条第 5 項で

定める個人番号及び同条第6項で定める特定個人情報をさし、以下「特定個人情報等」という。)に係る関係事務を実施する場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。

- (1) 業務従事者等に次に掲げる行為を遵守させること。
 - イ 特定個人情報等は、受注者が本契約に基づき行う個人番号関係事務(番号法第2条第11項に定義される「個人番号関係事務」を指す。)の履行に必要な範囲を超えて利用してはならない。
 - ロ 特定個人情報等を複製したり、受注者の事業所等の外へ持ち出してはならない。
 - ハ 特定個人情報等は秘密として保持し、第4条第1項に基づき第三者に業務の実施を委託する場合を除き、第三者に提供してはならない。
- (2) 業務従事者等が前号に違反したときは、受注者に適用のある番号法が定める罰則が適用され得ることを、業務従事者等に周知すること。
- (3) 特定個人情報等の管理責任者と担当者を別途文書にて定めること。
- (4) 特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- (5) 本契約の業務従事者等に対して、特定個人情報等の取扱いについての教育を実施すること。また、発注者の求めに応じてその教育を実施したことを証明する文書を提出すること。
- (6) 委託された特定個人情報等の漏えい等の事案発生時における対応をあらかじめ定めること。
- (7) 第22条第6項に基づき、特定個人情報等を破棄又は返却すること。この場合に第22条第6項中の「秘密情報」は、「特定個人情報等」と読み替える。特定個人情報等を破棄又は返却した場合には、発注者に対して当該特定個人情報等を破棄又は返却したことを証明する文書を提出すること。
- (8) 発注者は、受注者の事業所等において、特定個人情報等が適切に管理されているか、年1回以上の定期的検査等により確認し、その結果を記録するとともに、管理状況が不適切である場合には、改善を指示することができる。受注者は改善を指示された場合には、その指示に応じること。
- (9) 前号に限らず発注者の求めがあった場合は、受注者は特定個人情報等の管理状況を書面にて報告すること。

(安全対策)

第23条 受注者は、業務従事者等の生命・身体等の安全優先を旨として、自らの責任と負担において、必要な安全対策を講じて、業務従事者等の安全確保に努めるものとする。

(業務災害補償等)

第24条 受注者は、自己の責任と判断において業務を遂行し、受注者の業務従事者等の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡にかかる損失については、受注者の責任と負担において十分に付保するものとし、発注者はこれら一切の責任を免れるものとする。

(業務引継に関する留意事項)

第 25 条 本契約の履行期間の満了、全部若しくは一部の解除、又はその他理由の如何を問わず、本契約の業務が完了した場合には、受注者は発注者の求めによることに従い、本契約の業務を発注者が継続して遂行できるように必要な措置を講じるか、又は第三者に移行する作業を支援しなければならない。

(契約の公表)

第 26 条 受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の名称及び住所等が一般に公表されることに同意するものとする。

2 受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合には、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。

(1) 発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること、又は発注者において課長相当職以上の職を経験した者が受注者の役員等として再就職していること

(2) 発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること

3 受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。

(1) 前項第 1 号に規定する再就職者に係る情報 (氏名、現在の役職、発注者における最終職名)

(2) 受注者の直近 3 カ年の財務諸表における発注者との間の取引高

(3) 受注者の総売上高又は事業収入に占める発注者との間の取引高の割合

4 受注者が「独立行政法人会計基準」第 13 章第 6 節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、受注者は、同基準第 13 章第 7 節の規定される情報が、発注者の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されることに同意するものとする。

(準拠法)

第 27 条 本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

(契約外の事項)

第 28 条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて発注者、受注者協議して、これを定める。

(合意管轄)

第 29 条 本契約に関し裁判上の紛争が生じた場合には、当該紛争の内容や形式如何を問わず、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

本契約の証として、本書 2 通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自 1 通を保持する。

2020年●●月●●日

発注者

愛知県名古屋市中村区平池町4丁目60-7

独立行政法人国際協力機構

中部センター

契約担当役

所長 長 英一郎

受注者

(所在地)

(名称)

(代表者)

1. 委託業務の内容

発注者が受注者に委託する業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理車両の車両運行管理計画書の策定
- (2) 管理車両の運転業務
- (3) 管理車両の日常点検整備（タイヤ交換、定期点検整備や修理の依頼）
- (4) 燃料等の購入及び給油
- (5) 備品及び消耗品の購入並びに管理
- (6) 事故の際の処理及び補償に関する事項
- (7) 自動車保険（任意保険）に関すること
- (8) 役所申請に関すること
- (9) その他上記に付帯する事項

2. 管理対象車両

(1) 発注者は、付属書 I に定める車両（以下「管理車両」という。）の運行管理を受注者に委託し、以下の委託業務を実施する。

(2) 管理車両の引渡日及び引渡場所は別表に定めるとおりとし、引渡しにあたっては、発注者、受注者両者において当該車両の現状を詳細に確認するものとする。

(3) 車両運行管理責任者は、前日の管理状況について、自動車運転日報及び管理日報を作成し発注者の指定する者に提出するものとする。

3. 管理仕様書、車両運行管理責任者及び車両運行管理者

(1) 受注者は、本管理仕様書に基づき管理車両を管理する。

(2) 受注者は、前条の委託業務を行うため、車両運行管理責任者及び車両運行管理者を定め、あらかじめその名簿を発注者に提出する。【車両運行管理責任者と車両運行管理者は兼ねることができる。またそのうちの1名は専従者とする。】

(3) 受注者は、車両運行管理責任者及び車両運行管理者の経歴書を提出してあらかじめ発注者に通知するものとする。これを変更したときも同様とする。

(4) 受注者は、休暇、社内研修、病気その他の事情により車両運行管理者又は車両運行管理者が欠務する場合には、代替要員を配置して車両管理に支障のないようにするものとする。

(5) 発注者は、車両運行管理責任者又は車両運行管理者を不相当と認めた場合には、受注者にその理由を付してその旨を通知するものとする。

(6) 車両運行管理責任者は、車両運行管理者を監督し、以下の業務全体を総括する。

また、車両運行管理者は、車両運行管理責任者を補佐し、本管理仕様書 4. から 1 2. の業務を遂行する。

4. 管理車両の運行計画の策定

- (1) 中部センターの職員等から、車両運行管理責任者に対し予約の依頼がある。予約方法は、原則、発注者・受注者が共通に閲覧（中部センター内のネットワーク上の指定共有フォルダ）できる車両運行計画書（マイクロバス及び乗用車分、様式は受注者が作成し、発注者の承認を得る）で伝えるが、事前に口頭による打診・相談もある。
- (2) 車両運行計画書は発注者が入力（利用日、出発地、目的地・到着時間等）し、車両利用を決定する。同一日に複数の利用希望がある場合は当該職員間で事前調整後、車両運行計画書に入力する。
- (3) 車両運行管理責任者は、目的地の確認、駐車場の確認及び確保（事前予約）、予想される複数のルートから最適ルートを選定、道路の混雑状況等を予測した上で車両運行計画（詳細版）を策定し、出発時刻、帰着時刻等を車両運行計画書に入力する。尚、特にマイクロバスはその車両寸法により、通行が困難な目的地が選定された場合と道路の計画的集中工事についてはその旨を中部センターの職員に伝え、マイクロバスの利用を変更依頼できる。
- (4) 車両運行管理責任者は、車両運行計画の策定にあたっては、本契約による以外に発生しうる支出（追加車両の配置、タクシー使用等）も含めた発注者の総支出の節約も念頭に置き、発注者と緊密かつ柔軟な連絡・相談・提案・助言をする。
- (5) 車両運行管理責任者は、車両運行計画書にある車両利用日に配慮した車両の保守点検等の計画を立てる。
- (6) 研修員の宿泊を伴う旅行の場合、車両運行管理者の宿舎の手配は、複数の選択肢の中から安全に駐車できるよう、駐車場を確保しつつ、車両運行管理者みずから行う。乗車する研修員と異なる宿舎の手配可能。

5. 管理車両の運転業務

- (1) 車両運行管理者は、乗車する者に対し、事前の予約再確認をする。
- (2) 車両運行管理者は、交通法規・法令を遵守し、安全運転に努める。特にバスについては、ラッピングで JICA ロゴを表示していることから JICA 中部の車両は市民から見られていることを意識する。
- (3) 車両運行管理者は、運行の途中において管理車両が故障し、修理に長時間を要する場合又は救援を必要とする場合には、速やかにその旨を発注者及び車両運行管理責任者に連絡し、その指示を受けなければならない。

- (4) 車両運行管理者は、管理車両を格納したときは直ちにエンジンスイッチから鍵を抜き取り、すべての扉を閉鎖施錠して盗難及び損傷の防止のための措置を講じ、エンジンスイッチ及び扉の鍵を発注者の指定する者に引き継がなければならない。
- (5) 車両運行管理者は、運行中一時的に待機するときは、管理車両から離れないことを原則とするが、気象状況等、車両運行管理者の健康に影響がある場合はしかるべき対応が可能。管理車両から離れる場合には、管理車両の格納時に準じて盗難及び損傷の防止のための措置を講じなければならない。
- (6) 管理車両は、運行終了後直ちに指定の車庫に格納しなければならない。
- (7) 有料道路、有料駐車料、フェリーボート等の費用は、受注者の立替払い請求に基づき発注者が負担する。支払方法は領収書精算により、当月分を翌月請求とする。なお、管理車両2台はそれぞれにETC車載機を搭載しているが、ETC車載機の使用を受注者が希望する場合、挿入するETCカードは受注者が受注者の負担により用意するものとする（ETCカードの所有権は受注者）。

6. 管理車両の日常点検整備（車検、タイヤ交換、定期点検整備を含む）及び修理

- (1) 車両の保管場所は、中部センター内の車庫とする。
- (2) 車両を委託業務以外に使用してはならない。
- (3) 車両運行管理者は、管理車両の保管について、善良なる管理者の注意をもって行う。
- (4) 管理車両の管理は、運行前点検から運行後点検・清掃までとし、車両運行管理者は、常に管理車両の清潔を保ち、点検・整備に努めなければならない。
- (5) 車両運行管理者は、車両の状態には常に気を配り、日常的な点検・整備は自ら行うほか、外部で行うべき点検・整備・修理・タイヤ交換等の必要があれば車両運行管理責任者を通じて、発注者に積極的に提案・助言する。
- (6) 点検・整備・修理並びに消耗品の費用は、上記助言を受け、必要と判断した場合は発注者が負担する。なお、受注者は複数の業者に照会するなど、経費節減に協力する。
- (7) 車内清掃は毎日行う。洗車は原則基本管理時間内に行うこととし、週1回以上行う。ただし基本管理時間内に洗車時間が確保できない場合、または発注者の指示ある場合はこの限りでない。

7. 燃料等の購入及び給油

- (1) 燃料等は、受注者の立替払い請求に基づき発注者が負担する。支払方法は領収書精算により、当月分を翌月請求とする。なお、受注者は複数の業者に照会するなど、経費節減に協力する。

8. 備品及び消耗品の購入並びに管理

(1) 車両管理に係る備品並びに消耗品の費用は、車両運行管理責任者からの相談・提案・助言を受け、必要と判断した場合は発注者が負担する。支払いは、原則、受注者による立替とし、支払方法は領収書精算により、当月分を翌月請求とする。なお、発注者が直接支払いを行うこともあり得ることから、支払者をいずれにするかは、適宜相談・決定する。なお、受注者は複数の業者に照会するなど、経費節減に協力する。

9. 事故の際の処理及び補償に関する事項

- (1) 車両運行管理者は、事故が発生した場合には、人命を最優先に臨機の措置を取り、直ちに最寄りの警察署に届出る。また速やかにその旨を発注者の指定する者及び車両運行管理責任者（車両運行管理責任者が車両運行管理者を兼ねる場合は、受注者に直接）に連絡し、指示を受けなければならない。
- (2) 受注者は、人身、対物及び車両などの事故については、その損害に対する賠償責任を負い、かつ、これに伴う一切の費用を負担するものとする。
- (3) 交通違反があった場合、速やかに発注者に報告する。反則金は受注者負担とする。

10. 自動車保険（任意保険）に関すること

- (1) 受注者は、管理車両及び同乗者に対し、契約書別表に定める自動車保険契約を付保する。費用は受注者負担とし、月額基本管理料に含まれる。

11. 役所申請に関すること

- (1) 受注者は以下の役所申請に関し、発注者に助言し、申請や支払等の手続きが円滑に行われるよう補佐する。費用は発注者が直接支払う。
- (2) 法定点検（車検：受注者は複数の業者に照会するなど、経費節減に協力する）
- (3) 走行先の自治体が定める条例等による規制への対応（適合証入手など）
- (4) その他車両運行にかかる役所申請事項。

12. その他上記に付帯する事項

- (1) 車両運行管理者は、本来業務に支障のない範囲で、研修員の誘導案内の補助、荷物の積み下ろしの手伝い等、車両利用者に協力する。
- (2) 車両運行管理責任者の勤務場所は発注者指定の場所とし、車両運行管理責任者

との連絡は電話、FAX 等によることとし、発注者の提供するパソコンは使用しない。

- (3) 契約期間中に車両交換（リース車両含む）もしくは廃車（台数削減）が行われる場合は契約書第6条（業務内容の変更）に則り、双方（発注者及び受注者）で協議を行う事とする。

1 3. 基本管理料

- (1) 発注者は、受注者に対し別に定める基本管理料（月額）を支払うものとする。
(2) 基本管理料（月額）は別表に定める基本管理時間に対応する管理及び一般自動車総合保険料を含むものとする。但し、自動車継続検査（車検）時の法定費用（自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料）は含まないものとする。

1 4. 時間外管理及び臨時管理

- (1) 基本管理時間外の委託業務については、時間外管理とし、午前5時以降から午前8時半/9時まで、午後5時半/6時以降午後10時までの管理は一般時間外管理とし、午後10時から午前5時までの間の管理については深夜管理とする。
(2) 前項に定めるそれぞれの時間外管理については、発注者は受注者に対して、別表に定める時間外管理料を支払うものとする。
(3) 時間外管理料の時間計算は、月の初日から末日までの全時間数によって計算し、一般時間外管理及び深夜管理の時間数に端数が生じた場合は、30分を単位とし、15分以上の端数は30分に切り上げ、15分未満の端数は切り捨てるものとする。
(4) 専従の車両運行管理責任者及び車両運行管理者に加えて更に運転者を配置して臨時に運行管理を行った場合は、発注者は受注者に対して別表に定める臨時管理料を支払うものとする。

なお、時間外管理、深夜管理が発生した場合は、前項同様に一括請求とする。

1 5. 管理日外管理料（車両運行管理責任者）

- (1) 次に掲げる日は、原則として委託業務を行わないものとする。ただし、やむを得ず管理日外に業務を行う必要がある場合には、発注者は、受注者に対し、事前に管理日外管理として受託業務を依頼し、受注者はこれに応ずるものとする。

1. 土曜日	休み
2. 日曜日	休み
3. その他の曜日	なし
4. 祝日等	国民の祝日に関する法律で定める休日

5. 年末年始	12月29日から1月3日まで休み
6. 夏期休暇	なし
7. その他	なし

(2) 前項に定める日に委託業務を行うときは、管理日外管理とし、発注者は、受注者に対し次の区分により管理日外管理料を支払うものとする。

- ア. 4時間を超え8時間以内の場合は、別表に定める管理料1日分を支払う。
- イ. 4時間以内の場合は、別表に定める管理料0.5日分を支払う。
- ウ. 8時間を越える場合は、管理料1日分に加え、別表に定める時間外加算料を支払う。時間外加算料は1時間単位とし、30分以上のときは1時間に切り上げ、30分未満は切り捨てるものとする。

16. 管理時間の調整

(1) 車両運行管理者の健康管理のため、午前8時30分以前もしくは午後5時30分以降の勤務が予定される場合は、発注者受注者協議の上、次のとおり管理時間を調整することができる。ただし、車両運行管理に支障ないこと、および1日の拘束時間が9時間を下回らないことを条件とする。

- ア. 午前8時30分以前の勤務が予定される場合は、当日の基本管理時間終了時刻よりも早く業務を終了する、もしくは前日の管理時間を早めることができる。
- イ. 午後5時30分以降の勤務が予定される場合は、当日の基本管理時間開始時刻よりも遅く業務を開始する、もしくは翌日の管理時間を遅くすることができる。

(2) 前項において管理時間を調整した場合、本管理仕様書14. 及び15. に定める時間外加算料は、拘束時間9時間を超える時間について支払うものとする。

17. 宿泊料及び日当

(1) 車両運行管理者が業務を実施するにあたり、宿泊を伴う出張管理をした場合には、発注者は、受注者に対し別表に定める宿泊料及び日当を支払うものとする。

18. 有料道路等の費用

(1) 受注者が業務を行うに伴って、その都度支払わねばならない有料道路、有料駐車料、フェリーボート等の費用は、受注者の立替払い請求に基づき発注者が負担する。

19. 燃料等

(2) 燃料等は、受注者の立替払い請求に基づき発注者が負担する。

付属書Ⅱ

1. 管理基本事項

管理車両(2台)		名古屋200 さ 517	マイクロバス (1台)
		名古屋301 は 6684	乗用車 (1台)
基本管理時間		午前9時から午後6時まで (月曜日～金曜日)	
自動車保険	保険会社	●●海上火災保険株式会社	
	車両保険	時 価	
	対人賠償	無制限	
	対物賠償	無制限	
	搭乗者傷害	1,000万円	
	入院日額	10,000円	
	通院日額	5,000円	
車両の引渡		(年月日) 令和2年 4月 1日	
		(場 所) 国際協力機構 中部センター	

2. 受注者が発注者に毎月請求する料金単価

基本管理料	月額	〇〇〇〇円 (消費税抜き)
一般時間外管理料	1時間あたり	〇〇〇〇円 (消費税抜き)
	1時間あたり	〇〇〇〇円 (消費税抜き)
深夜時間管理料		
臨時管理料	追加配置運転者1名につき1日当り	〇〇〇〇円(消費税抜き)
(専従の車両運行管理者1名に加え更に運転者を配置した場合)		(臨時管理料の最小単位は4時間で0.5日とし、料金は〇〇〇〇円とする)
管理日外管理料	1日あたり	〇〇〇〇円 (消費税抜き)
管理日外4時間以内	1日あたり	〇〇〇〇円(消費税抜き)
管理日外4時間を超え8時間以内	1時間あたり	〇〇〇〇円 (消費税抜き)
管理日外8時間を超える場合	1時間あたり	〇〇〇〇円 (消費税抜き)
管理日外深夜管理料	1時間あたり	〇〇〇〇円 (消費税抜き)
宿泊管理料	宿泊料: 素泊り料金実費	* 上限は発注者が利用する宿泊施設の宿泊料と同程度
及び日当	日当: 宿泊を伴う旅行1日につき	〇〇〇〇円 (例: 2泊3日の場合3日分請求) (消費税抜き)
有料道路		
有料駐車料		実費 (立替払い請求)
フェリーボート等		
給油等		実費 (立替払い請求)

3. 発注者が直接支払うもの（受注者は助言・補佐をする）

管理仕様書 11.	車検にかかる諸経費
管理仕様書 11.	その他役所に支払う税・手数料等
管理仕様書 6.	発注者が必要と認めた点検・整備費
管理仕様書 8.	発注者が必要と認めた備品、消耗品

様式集

<参考様式>

■入札手続に関する様式

1. 競争参加資格確認申請書
2. 委任状
3. 入札書
4. 共同企業体結成届（共同企業体の結成を希望する場合）
5. 質問書
6. 辞退理由書

■技術提案書作成に関する様式

1. 技術提案書表紙
2. 技術提案書参考様式（別の様式でも提出可）
3. 辞退理由書

以上の参考様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札：総合評価落札方式（国内向け物品・役務等）」よりダウンロードできます。
(https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html)

<本件指定様式>

本件指定様式は、次頁以降に添付しています。

1. 下見積・精算表

なお、各様式のおもてには、以下の事項を記載してください。

- ・宛先：独立行政法人国際協力機構 中部センター 契約担当役 所長 長 英一郎
- ・業務名称：2020年度 JICA 中部車両運行管理業務（単価契約）
- ・公告日：2019年12月27日
- ・入札日：2020年2月27日

(様式)
2020年 月 日

独立行政法人国際協力機構
中部センター
契約担当役 所長 長 英一郎 殿

住所
商号／名称
代表者役職・氏名

⑩

2020年度 JICA 中部車両運行管理業務（単価契約）
下見積書／内訳書

項目	単価	数量	小計
基本管理料 (A)	円／月	12か月	円
一般時間外管理料 (B)	円／時間	260時間	円
臨時管理料 (C)	円／日	20日	円
管理日外管理料 (C) X1.25	円／日	20日	円
宿泊日当 (D)	円／日	80日	円
		総合計金額 (消費税等分を除く)	円

註：「管理日外管理料」単価は、必ず「臨時管理料」の1.25倍としてください。